

第四十回 参議院地方行政委員会會議録第十六号

(一一一)

昭和三十七年三月二十日(火曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

三月十九日委員篠森順造君辞任につき、その補欠として小幡治和君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 野上 元君
増原 恵吉君
秋山 長造君
基 政七君

委員

小柳 牧衛君
西郷吉之助君
館 哲二君
津島 壽一君
鍋島 直綱君
矢嶋 三義君
杉山 昌作君

国務大臣

自治大臣 安井 謙君

政府委員

自治省行政局長 佐久間 彌君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員

説明員

郵政省郵務局長 曾山 克巳君
自治大臣官房調査官 大塚 惟謙君

参考人

板橋郵便局第一集配課長代理 森田 豊君

東京新聞記事 児島 宋吉君
審査委員長 町名地番制度 戸塚 文子君
審議会委員 東京都立 磯村 英一君
大学教授

本日の会議に付した案件

○住居表示に関する法律案(内閣提出)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたします。

初めに、委員の異動について御報告いたします。

三月十九日付をもって委員篠森順造君が辞任され、その補欠として小幡治和君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) 住居表示に関する法律案を議題といたします。

本日は、お手元にお配りいたしてございまして、四人の方々に参考人として御出席いただいておりますので、これより本法律案について御意見を承りたいと存じます。

参考人の方々に一言御あいさつ申し上げます。本日は、御多用中のところわざわざ当委員会のため御出席下さいまして、まことにありがとうございます。第三十三回国会当時、すでに、わが国における町名地番の混乱錯雑が、社会生活、行政あるいは公益事業の実施等に多大の不利不便をもたらしておる実情にかんがみ、昭和三十四年十二月十五日の委員会において、政府に対し、町名地番の整理改善についてすみやかに所要

の措置を講ずべき旨の決議を全会一致をもって行なっているものであります。今回より本法律案の提出を見るに至ったのであります。この際、御出席の皆様から忌憚のない御意見を拝聴いたし、さらに当初の目的に万全を期して参りたいと存じますので、何とぞよろしく御協力のほどをお願いいたします。

これより御意見をお述べ願うわけでありまして、順序といたしまして、まず、お一人約十五分程度で御意見を述べ願ひまして、後刻さらに委員の質問にお答えいただくこととして進めたいと存じます。

それではまず、森田参考人からお願ひいたします。

○参考人(森田豊君) 議員の皆様、どうも毎日御苦勞様であります。

私、きょう住居表示に関する法律案というところで参上いたすことになったのであります。日常皆様方におかれましては、日夜努力し、よい土地番の改正ということについて勉強なさっておると思ひます。したがって、私も現場に携わる者として、全面的に賛成するものであります。したがって、私から申し上げることは、今度の町名地番の改正におかれまして、一番重要なことであり、かつ、徹底しなければならぬところの地番の変更、これはすでに私も板橋区内におきましては、昭和三十五年から四十三

年に至って、全面的に地番の変更を行なっております。したがって、私もこの区内としては、大体九分九厘完成を見ております。にもかかわらず、今度の法律案によりまして、さらに戸番制度をもちまして改正される。しかも、街区方式によつてこれをやうていくというところについては、私たち日常念願しておるものであります。このことについては、よりよいことと存じます。

それで、今後さらに進めていただきますので、よりよい町とよりよい地番、よりよい町名を改正していただきたい、このように考えております。

それからもう一点は、地番の改正に伴ひまして一番問題になるのは、周知の内容でございます。この周知についてはなかなか思うようにいきません。当区内といたしましても、今度の地番改正によりまして、いろいろと区民の方に御協力を願つておるわけですが、区民の中には、これら地番の改正に伴つて何か自分の町にそぐうような、また、よりよい簡明な町名というので、さういったものにこだわり過ぎているのじゃないか、このことが一点あるわけです。それについては、私も郵政事業の一環として、なるべく区民の方にも協力を願う。さらに番地についても、わかりやすい、しかも簡単な、そして町名についても類似点を避けるように協力願つておるわけですが、この点についてもなかなか思うようにいきません。こういった町名と地番の改正に伴つて、よりよく周知を徹底していただきたい、このことを申

し上げたいと思ひます。

それから、現に私どもの土地では地番が改正されておりますが、その地番をさらに改正していくということになりますと、勢い二回にわたつて区民に迷惑をかけるのですが、このことについて、やはり私たちの事業を推進していく上に立つては、もう少しわかりやすい、しかも、住居番号をつける際についても、国有地であるとか、あるいは私有地であるとかいうような形で飛び飛びの番地が入っております。番地のない番地、それから七千番に至るような番地がございます。これらについて、なるべく少なく、しかも、より簡単にわかるような番地ということ

で、今度改正になった地域については、一番から百番程度ととめてあります。これにつきましては問題が入ってきます。ということは、一番から百番までであつて、あとはほとんど、板橋区内について、どの町名、区あるいは町というところについて、町名の中に同じ番地が出てくるということになります。したがって、これらについても若干改正していただきたいということ

は、町名をつけた際に、やはり町名はあくまでも類似をしないように、類似を避けてやっていただきたい。これを私も念願するのですが、そのことについてもひとつ御協力を願つて、さらに区民の方にも周知をし、また、私どももいたしまして、さらに、このことが決定されると同時に、私たちも真剣にこの問題については取

り組んでいきたい、このように考えております。

それからもう一点は、住宅街における看板の表示でございます。これについては、一般住宅は問題はないと思いますが、商店街においては、ほとんど商店街の看板と表札がまちまちでございます。そこで、どうしても私たちの事業に立つて考えると、何とか看板に住居表示をしていただきたい。というところは、新規採用者のごときは、全然看板をたよりにしてやりま

す。ほとんど個人々々の氏名、こういうことでは私も郵便の使命はできませんが、できるだけ看板に即応し、看板によってその家を覚えていく、こういうような形になっておりますので、どうしても看板だけが私たちの生命になるわけでありまして、したがって、その番地の表示についても、商店街の看板に、よく電話番号が皆さん書いてありますが、何々商店電話何番と、こういうふうに書いてあります。

この下につけ加えて、新しくきまりました地番、それからさらに住居番号、こういうことについては、入れていただくよう、このことについても周知徹底をはかっていきたい、このように考えております。

以上、簡単であります、四点申し上げました。

○委員長(小林武治君) 次に、児島参考人にお願いたします。

○参考人(児島宋吉君) 私は別に専門的に研究をしたわけではございませんので、新聞人としての立場から一応この法案を読んで、また、皆さんの御審議の状況を漏れ聞いて考えますに、街面方式と、それから道路方式と両方を併用されているということ、これは確かに実際的で、わが国の国情に合っていると思ひますので、この構想自体については賛成でございます。ただし、街区方式というものは、一定の土地の広がりを持った地点にそれをつけるというところになります、本質的には地番とまあ觀念が交わらないようなところもあると思ひます。したがって、この点につきましては、理想と申しますか、あるひとつの徹底した理想からいきますと、多少疑問の余地があるかと思ひますので、現状に即した考え、実際的な方法として考えれば、私は、これはこれでけっこうだと思ひます。

これから私ちょっと申し上げたいと思ひます。あまりさまたつた末梢的な問題になると思ひますが、あるいは法案自身の問題よりも、今後の運営というところに関連する問題になるかと思ひますが、たとえば街面の呼称、たとえば街面をきめてその街面に名前をつける、符号をつけるというときに、数字でやるという考え方、あるいはアイウエオという五十音式というところもありますが、数字でやる場合には、私は多少混乱が起きやしないかと思ひます。この五十音というところのほうもいと思ひます。それではアイウエオで全部いいかという、「ア」という字と、「オ」という字の書き方いかんによつては、まぎらわしいということになりますので、やはり一つ飛び越えてABCDE、こういうふうにするか、あるいは多少複雑になつても、これに東西南北を加えるとか、あるいは、とる場合には、実情に即した固有な名詞を使うということも加味したらどうか、こういうふうに思ひますのであります。

か、こういうふうに思ひますのであります。いろいろな呼称の問題につきましては、いろいろ道路名のほうにも関連しててくるのであります。今、東京都で通称道路名を作つておられますが、こういったような通称道路名との関係がどうなつていくかというところもあるものであります。法律上あるいは行政上きわめていっても、その地元の所では、そういう通称名が普及いたしますというところ、ちょっとそこが混同して、あるいは類似のものがあちこちできるといふことで、この点は行政指導上非常によく研究しなければならぬ問題じゃないか。

もう一つは、区画割りをする場合に、何を標準にして区画割りをするか。大体相当動かないような境界線というふうなものを考えておやりになるでしようが、この前の答申案なんかを見てみますと、何かへいみいたいの所でもかまわないようなことを言つていますが、へいというものは、口で言つて観念的に非常にわかりやすいようですけれども、実際になつてみると、なかなか困難な場所があるのじゃないか。こういうふうな区画割りについては、実際上の問題は、現地について考えていくという、必ずしもそういふたような簡単なものでない、こう思ひますので、これもたいへん御苦勞なさらなければいけないことではないか、こう思ひます。

それで、そのほか区域を合理化するという問題につきまして、町会なんかの非常な反対があつたり、入り組んだややこしい区画線をすつきりさすという場合に、町会の抵抗があつたり、いろんなことがあると思ひますが、これは行政力の強化、指導ということを非常に行なわなければならないといふとできないのじゃないか。これと関連しまして、少し校舎になりますけれども、学校の学区という問題も出てきます。これはなかなか広範に国民生活に関連する問題もあつたので、この点についても御留意をお願いしたい。先ほど申しました町会の抵抗ですが、いわば愛憎心といひますか、そういう郷土愛の感覚は、これは必ずしも悪いことではないのであつて、たとえば氏神さんがどつちだとか、おみこしはどつちの町会がかつぐのかといふ問題も出てきます。これはよくある時間をかけてやっていくのですが、こういう、先ほど申されたような看板の問題とか、それから商店街からちらしを配るとか、そういうような問題についても、相当町会側の抵抗があるから、それをよほど事前によく相談するとか説明するとか、そういう啓蒙指導ということが相当必要でないかと思ひます。この啓蒙指導につきましては、おとなの人よりもむしろ小学校の子供なんかのほうから、十年くらいかかって習熟さすという考え方のほうがいいのじゃないかと思ひますので、きればそういう教育面から入つていって、今のおとなを問題にしないといふところとちよつと失敬ですけれども、多少次の世代の人を相手に教え込んでいくということがあるんじゃないか、こう思ひます。これは行政というよりもむしろ教育的指導という面にひとつお考えになつたらどうか、こう思ひます。

それから日本の家は本造ですか、簡単に改築、増築、それから燃えてなくなつてしまふというふうなことで、もちろん欠番も出てくるわけですが、こういったような割合に短い期間に変化のしやすいということにつきましては、揭示板の整備をよくしないといふと、ちよつと一年前、二年前のやつがそのままになつていくと、すつかり当てがはずれてしまふということがありまふから、これは揭示板の整備といふことと関連しましてよく御研究願ひたい、そういうふうに思ひます。

併用されているということ、これは確かに実際的で、わが国の国情に合っていると思ひますので、この構想自体については賛成でございます。ただし、街区方式というものは、一定の土地の広がりを持った地点にそれをつけるというところになります、本質的には地番とまあ觀念が交わらないようなところもあると思ひます。したがって、この点につきましては、理想と申しますか、あるひとつの徹底した理想からいきますと、多少疑問の余地があるかと思ひますので、現状に即した考え、実際的な方法として考えれば、私は、これはこれでけっこうだと思ひます。

これから私ちょっと申し上げたいと思ひます。あまりさまたつた末梢的な問題になると思ひますが、あるいは法案自身の問題よりも、今後の運営というところに関連する問題になるかと思ひますが、たとえば街面の呼称、たとえば街面をきめてその街面に名前をつける、符号をつけるというときに、数字でやるという考え方、あるいはアイウエオという五十音式というところもありますが、数字でやる場合には、私は多少混乱が起きやしないかと思ひます。この五十音というところのほうもいと思ひます。それではアイウエオで全部いいかという、「ア」という字と、「オ」という字の書き方いかんによつては、まぎらわしいということになりますので、やはり一つ飛び越えてABCDE、こういうふうにするか、あるいは多少複雑になつても、これに東西南北を加えるとか、あるいは、とる場合には、実情に即した固有な名詞を使うということも加味したらどうか、こういうふうに思ひますのであります。

か、こういうふうに思ひますのであります。いろいろな呼称の問題につきましては、いろいろ道路名のほうにも関連しててくるのであります。今、東京都で通称道路名を作つておられますが、こういったような通称道路名との関係がどうなつていくかというところもあるものであります。法律上あるいは行政上きわめていっても、その地元の所では、そういう通称名が普及いたしますというところ、ちょっとそこが混同して、あるいは類似のものがあちこちできるといふことで、この点は行政指導上非常によく研究しなければならぬ問題じゃないか。

もう一つは、区画割りをする場合に、何を標準にして区画割りをするか。大体相当動かないような境界線というふうなものを考えておやりになるでしようが、この前の答申案なんかを見てみますと、何かへいみいたいの所でもかまわないようなことを言つていますが、へいというものは、口で言つて観念的に非常にわかりやすいようですけれども、実際になつてみると、なかなか困難な場所があるのじゃないか。こういうふうな区画割りについては、実際上の問題は、現地について考えていくという、必ずしもそういふたような簡単なものでない、こう思ひますので、これもたいへん御苦勞なさらなければいけないことではないか、こう思ひます。

それで、そのほか区域を合理化するという問題につきまして、町会なんかの非常な反対があつたり、入り組んだややこしい区画線をすつきりさすという場合に、町会の抵抗があつたり、いろんなことがあると思ひますが、これは行政力の強化、指導ということを非常に行なわなければならないといふとできないのじゃないか。これと関連しまして、少し校舎になりますけれども、学校の学区という問題も出てきます。これはなかなか広範に国民生活に関連する問題もあつたので、この点についても御留意をお願いしたい。先ほど申しました町会の抵抗ですが、いわば愛憎心といひますか、そういう郷土愛の感覚は、これは必ずしも悪いことではないのであつて、たとえば氏神さんがどつちだとか、おみこしはどつちの町会がかつぐのかといふ問題も出てきます。これはよくある時間をかけてやっていくのですが、こういう、先ほど申されたような看板の問題とか、それから商店街からちらしを配るとか、そういうような問題についても、相当町会側の抵抗があるから、それをよほど事前によく相談するとか説明するとか、そういう啓蒙指導ということが相当必要でないかと思ひます。この啓蒙指導につきましては、おとなの人よりもむしろ小学校の子供なんかのほうから、十年くらいかかって習熟さすという考え方のほうがいいのじゃないかと思ひますので、きればそういう教育面から入つていって、今のおとなを問題にしないといふところとちよつと失敬ですけれども、多少次の世代の人を相手に教え込んでいくということがあるんじゃないか、こう思ひます。これは行政というよりもむしろ教育的指導という面にひとつお考えになつたらどうか、こう思ひます。

場合に、私は自分の癖として112と横に数字で書くのですね、このほうがかえって現在の生活に合っているのです。むしろ私は横数字、算用数字というものをもう少し考えてみたらどうか。算用数字といいますが、そういうアラビア数字とか、そういうものを考えていくという、むしろアルファベットのABC Dも使ってもいいのではないかと、こういうふうに考えまして、将来外国から来る人、世界の日本としての立場からいえば、場合によつたら少し飛躍してもいいのじゃないか、こう思ふのです。これはどういふ規定にひつかかるかわかりませんが、そういうやり方もかまわないというふうな考え方になったほうがいいのではないかと思ひます。ただし、そのことは、ほんとは新聞では困るのです。というのは、新聞は縦でもって、大体御存じのよる活字の組み方をしているわけですから、横に書くというところとちよつと困るのですが、これは新聞としてはまた別の技術上の問題として研究、解決すべきであつて、むしろそういうことよりも一般の人の便利のほうを私は優先して考えたほうがいい。新聞は多少困つてもやってもいいのじゃないか、こういうふうな考えを個人として持っているわけですね。

それから全体の法案を見て結論的に申し上げますと、何かどこかに、法案全体にみながっているといひますか、空気がいひますか、それを直感した点を申し上げます、義務規定と努力規定と申しますが、それがうまく配置されているのですが、確かにこれは言論表現の自由といったようなものの関係から、あまりいいないといふ点のところには、必ず努力するとは書いてあるのですが、これはある程度もうちよつと強化していいのではないかと、これは一種の社会立法という立場から見まして、ある程度強制的なものがあるといふとあつてもいいのではないかと、義務といふものは、確かに表札の書きかえぐらいのところがある程度であります、これはアメリカなんかの例を、さつき資料をちよつと拝見しましたら、かなり強い強制的な面も出ておる州もあるわけですから、できればこの点あまり遠慮しなくてもいいのではないかと、言論表現の自由にひつかかるという、そういうかたい問題ではないのではないかと、むしろ社会生活と義務づけてもいいのではないかと、印象を持つたわけですね。

そのほかもう一点申し上げることは、不動産登記制度という面から見た地番という従来のやり方、これは言いかえると、今度の妥協案物として生まれた二方式併用、それから住居番号、こういうことではいけません、不動産登記制度という従来の制度といふものを温存していくのですから、並行して二ついく、こういう形になるわけですが、かりに今の住居番号の何々方式による住居番号といふことを押し通していくとするならば、また相当の経費をかけて永久的にこれを制度化していくとするならば、かえつてこの不動産登記制度といふものも、いつかはそこへ吸収されていくという考え方に立つて考えなければ、これは何か一貫してないといふ、こう感じられるわけですね。その場合のことを考えまして、万が一住居の表示の対象にのつかつてい

土地が、偶然にもそれが一致しているような場合ですね、もちろん家はきつちり建ててありませんで、幾らか少ない場所には建っているわけですから、その物件の所在地がはつきりするものならば、たとつと合つていふような所が間々あるとするならば、これはさすがのまゝ切りかえていくということにすれば、全面的に、観念的に、法務省あたりで言っているような問題と摩擦しないです。その点は調節、解決していくのではないかと、だから、そういう面がもしもあるとするならば、これはいいほうに早目にどんどん、別個にはなくても、適当に登記関係も変えていくといふたようなことの便法が何かありはしないかと、こう考えます。それからもう一つ、これは私、あまり法案そのものを勉強しないので愚問になるかもしれませんが、よくこの「本籍」という言葉がありますが、本籍と現住所といふものは二通りにならないか、困るというわけじゃないか、これは煩瑣になるのじゃないか。その点についても、よく履歴書やその他に書きます本籍といふもの、これはどうなるか。戸籍簿といふものについては、地方官庁のほうで強制的にそうするといふことがどこにも出ておるのですが、もしもその点があいまいであつたら、もう少し明確にされたい、こう思ひます。

そのほか附則の二号のところにあるのですが、これは八ページの附則の二項の終わりのところで、「従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を生じている地域から順次実施するものとする。」、こういふふうに非常に困つていふところからやつていくんだといふ趣旨は、非常に大切であつて私はいふ思ひますが、これは特別にこういうことを書かなければならぬのですか。こう思ひます。これは言いかえれば、不便であつてやがたやがた出でくるのじゃないか、こう思ひます。これはあまりいろいろことを親切に書き過ぎることは、かえつて何かむづかしい、ごねているところといふことのほうがあつて、できればすつきりしたほうがいいんじゃないかといふ私の印象でございます。

まあそのほかいろいろございすけれども、立つたついでに申し上げますと、いふと、これはこの地方行政委員会の問題でありますけれども、それは、はつきりにいふと何県何郡何町と、それから一つの空欄を置いて何番といふたようなものを初めから印刷してしまつて、空欄を設けてそこへみなべんで書き込むといふふうな癖をつければ、多少今までのアドレスを書く習慣がだんだん訓練されていくんじゃないか。あまりこれを文章で言つたり、口で言つたりすることよりも、実際にはめていくことのほうがいいんじゃないかと思ひます。これはあまり強制すると言論の自由、憲法の問題に触れるといふ考えがあまりになり過ぎては、かえつて社会立法といひますか、社会制度を向上させ、発展させることについて、あまりよけいな心配になりはせぬか、こう思ひますので、つけ加えて申し上げます。

○委員長(小林武治君) ありがとうございます。次に、戸塚参考人をお願いいたします。

○参考人(戸塚文子君) 私は、今までの自分の仕事の関係上、三十年近く日本国内、外国を旅行したり、また、番地だけで家をたずねなければならなかったことが非常に多いのでございすが、日本の中では、大都會で番地だけであつて家がすつきりわかるということとはほとんどございせん、大体において、まず交番で聞く、それからお店で聞くといふように聞きます。それが外国へ参りましたら、地図と番地がある、それに聞かなくてさつと目的の建物にほとんど迷わず行かれる、それが大部分がアメリカとヨーロッパの文明国だつたものでございすから。何とか日本の都市の場合も、それからいふ場合も、そういう住所の符号をすつきりさせたいといふことを念願しておりました。柄になく初めて政府の審議会の委員なんかをお引き受けしましたのも、実は何かこれを解決したいという気持ちが非常に一生かけて強かつたものでございすから、やつたわけでございますが、それがこうして法律案になりまして、それを第一に喜びたいし、ぜひこれを実現していただきたく、強く願つていふものでございす。

じゃなくて、ことに標識に関しましては、番地が、番地と申しますか、住居の符号あるいは数字、ナンバリーといったほうがいいかもしれません。それが一二三四と順序よく並んでいる所でさえも、表示、標識のたぐいがないために、どうしても交番で聞いたり、どこかで聞かなければならない。現実問題を例にとりますと、私が住んでおります東京都の北区上中里という所は、昔は非常に飛び番地で、八十八番地の隣が二番地だったり、そのまた隣が六十番地というように、非常に混乱した地帯でございましたけれども、それを整理しまして一丁目、二丁目という丁目もつき、番地も一番地と言っておりますが、家のあれを表わす数字もちゃんと一二三四五六と順序づいたんですけれども、標識、表示のたぐいがないために、やっぱり私の家へよその方のおいでになるときは、まず、もりの大きな目標である国電の駅の名前を言つて、そこから右へ曲がり、ロータリーがあつてどうこう、かどの酒屋さんから何軒目というような表現を長々と電話で、相手が勘の悪い人ですと七分ぐらいかかることがあります。非常に勘のいい人でも二分はかかります。そういうむだなことをして、しかも、それでいらつした方が、いや、探しましたとか、迷いましたとかおつしやつて、何時何分に来るといふ時間にはしばしばおくれてこられる。これはほんのささいな例でございますけれども、地番の整理が幾らうまくできても、つまり一二三四と順序に家なり建物なりが並んでも、標識、表示、ここは何町である、ここは戸番が何番であるといった

ようなナンバリーがつかせないと、あるいは町の名前を書いたしるしがございませんと、そこが何町か、あるいは何番か全然見当がつかない。やっぱりおまわりさんの御厄介になり、あるいはその辺の商店の、なるべく古そうなお店の御厄介にならない時代でございまして、あまり住居のガイドばかりやっていたことは能率も悪くなるし、古いお店も減つていくのでございまして、やっぱりここを合理化していただく。それについてはなるべく早いほうがよろしいのでございまして、困っている所からと言つてはなくて、少なくとも標識、表示については、もう地番だとか、そういうナンバリーの整理の済んだ所も、あるいは戦前から一二三四五六がうまく並んでいる所も、標識、表示だけはできるだけ早く出すように義務づけて下さらないと、いろんな意味で、いろいろな人が時間のむだ、それから労力のむだ、これは聞く人だけではございせん、聞かれるほうにもむだでございせん。お店の人ならば、何かしかかつて、包装なら包装をしかかつて、電話を半分しかかつて、人に道を聞かれるばかりに、ときどきは手をふきふき出てこなければならぬというような状態が、日本じゅうの町で毎日繰り返されております。それでこの時期をなるべく早くできるように計らうていただきたい。

私、この法律案からはうかがい知ることができなかったのですが、恒久的にけれども、表示をするものが、恒久的にできるうちに、これでわかるかどうかですね。雨風にさらされてすぐ番号が見えなくなる、あるいはちやちやなものであつて、ちよつと何かがついたらぶつ倒れてしまふ、すぐはげ落ちる、取れてしまふ、抜け落ちるというんでは工合が悪いと思う。その方法なんかはどういうふうにしてなさるのか。なすっていただくならできるだけ、鉄筋ビルでしたら、たとえばしんちゅうの板をはめ込んで、少なくとも半世紀ぐらいは、その建物の耐用年数といふ表示がこわれない、あるいは読み取りにくくならないというような方法をとつてほしい。外国の例を見ますと、大体鉄筋コンクリートとか、石とか、あるいは耐火耐火建築ですと、しんちゅうの板だとか、プレートのようなものをはめ込んで、ほんとうに丈夫で長持ちするものになっておりますし、それから一つ一つの建物に付きましたナンバリーの場合は、たとえば建物の入口の何といふか、表面の所に、その数字を表わす大きなナンバリーがやっぱり金属で埋め込んである。あるいはガラスのドアですと、金文字で非常に大きく書いてある。心配なのは表示類、道路標識なんかふえまますおきから、それと両方混乱して見にくくなつたりしないかといふことでございまして、できるだけ町名を表わす文字、それから地番なら地番を表わすナンバリーは、大きくあらたい。そして様式を全国的に統一していただきたい。あの町はこういうスタイルの数字だけれども、よその町へ行くとまた数字が違ふというのじゃなくて、全国的に統一してほしいし、もし表札とか、その他個人がそれを負担して買ひのであれば、全国的な大きな規模でマスプロし

て、大量生産をして安く買えるようにしていただきたいし、もちろん市町村がある予算の中からそれを出すのでしたら、これもまた安くあつてほしいから、様式を一定の形式にして大量生産して安く作れることも考えていただきたい。そういうことまゝいこととてございませうけれども、そういう点について御配慮をいただいてあるかどうか。そんなことまゝいことは、この法律では関係しないのかどうか、そういうこともお伺いしたいと思います。私などが申すまでもなく、国会議員さんの方はたくさん外国旅行をなさつておるようございまして、旅行者と限らず、町の番号とその表示がたいへんはつきりしておりますといふことは、これは集金の人だとか郵便関係、人を訪問する一般の人その他にとりまして非常に大切なことですから、ぜひこれを、この法案を通していただくように努力してほしい。これが私の願いです。

それからお、たくさん町を見ておられますから、たくさん町を見ておられるのかといふふうな御質問がございましたら、それについていづれもお答えする用意がございします。

○委員長(小林武治君) ありがとうございます。

磯村さんは少しおくれますので、その間に、ただいままでの御意見に対して、御質疑のある方は御発言願ひます。

なお、児島さん、戸塚さんから疑問の点をいただいておりますが、これらについて、政府委員の方がお答えになるなら御発言を願ひたいと思ひます。

何か、今の表示関係のこともちよつとおつしやいましたが、それらの点について、所管官庁のほうで考ええなつていふことがあつたらお答え願ひます。

○政府委員(佐久間彌君) ただいまお尋ねのございした表示板についてのいろいろな御注意でございしますが、一々こともなごことだといつておりました、これらの点につきましては、役人だけものを考えますよりも、各方面の方々の御知恵を拝借したほうがいいかと存じますので、この法律案に作るようにいたしております。住居表示審議会が御検討を願つて、そのお答えをいただいた上で実施をするようにいたしましたと思つております。

○委員長(小林武治君) もう一つ、市中に出てくる掲示板のことも今ちよつとお話がありましたが、あれはどこでやつていふのか、その点おわかりですか。住所の掲示板がよく町かどなんかに出ていふのがあります。

○政府委員(佐久間彌君) 今の扱いは、屋外広告物法に基づきまして、各市町村で条例を作つておまして、その条例の中でほかの広告物等と一緒に掲示板の指定をいたしておるようございします。

○委員長(小林武治君) 今のようなのは、ある程度公に規制する、そうしてもつと出してもらうのか、あるいは出してもらつちやいかぬのか、そういうふうなお考えはありますか。

○政府委員(佐久間彌君) この広告物との関係で先ほどお話のございしたように、肝心の住居表示がはつきりとわからないというふうなことになるのは困りますので、先ほどの住居表

それからもう一つは、読みやすい、わかりやすい名前にしろということはある中に出てゐるし、法律にも書いてあるのですが、さらに読みやすいという

すべきだと思えますし、それから非常に読みにくいような、駅名でもすいどんどざいまして、「難解駅名一覽表」というものができているくらい、駅名さ

まして、急には行けないと思います。急には行けないと思ひますけれども、非常に諛みにくいものを取りかえるといふ行き方は、徐々にならば、やはり簡

う姿も出てきております。そういうために、なるべく私のほうは類似を避けていただきたい、このように先ほど申し上げたわけです。それと同時に、先ほ

なっているのだからという区域の境が
ちよつとわからない。そういうことで
ございますので、これについては、先
ほどもおっしゃったように、何とか色

分けをして、すぐ次の町がわかるようにしていただければ、なお幸いではないか、このように考えるわけですか。

○秋山長造君 森田さんに重ねてお伺いしたいのですけれども、先ほどお述べになったことについてですが、板橋のほうで地番の変更がすでに九分九厘まで完成されているというのは、区のはうでやったのですか。あなたのほうは、あなたのほうの集配事務の便宜からおやりになったのですか。

○参考人(森田豊君) これは区のはうで全部やられております。区の地番整理部が町と協力して地番を改正している。ということは、私のほうは、昔から北豊島郡板橋ということから、ほとんど番地がかわっておりません。したがって、全部飛び番で、先ほどどんなかがおっしゃったのですが、一番の前が五千番である、こういうようなことで、ほとんど飛び地になっております。欠番もございます。四という字はきらいだ、九はいやだというようなことから、この字が使われてないというふうなことで、ほとんど番地が飛び番、したがって、集配事務についても混乱を予想していることから、一日も早くできれば地番を改正してもらい、さらに戸番を設けていただきたいというところで、再三にわたって私のほうは願っていたわけですが、区のはうで取り上げまして、一応板橋区として、地番と町名の改正をして、現在九分九厘程度で上がっており、こういうことです。

○秋山長造君 そうすると、板橋の区の地域に番号を振り直したわけですか。

○参考人(森田豊君) そうです。

○秋山長造君 そうしますと、今度の法律によりますと、番号の振り直しでなしに、今度のは、一定の街画を限ってそこに番号を振る、あるいは一定の道路を中心にして番号を振るわけですから、今の板橋区でやられたような全区域の番号を振り直すというのと違いますね。やっぱり今度の法律が施行になれば、今お話しになった番号振り直しでやられたのを、さらに今度またこういう街画方式とか、道路方式とかいうものに変えられるわけですか。このほうがさらに便利になると、こういうことですか。

○参考人(森田豊君) そうです。今言ったようなことで、今度の戸番制でいきますと、むしろ今つけられました町名地番よりもさらにこまかくなるといふことから、私もいいと思っております。したがって、板橋の場合については、二度ここで町名地番の改正をするということになりましたので、この点について、先ほど私のほうで申し上げたことは、戸番制についても、それから門牌についても、少なくともわかりやすい、しかも、だれが行ってもすぐそこはこうだということがわかるようにやっていたいただきたいということでございます。

○秋山長造君 行政局長にお尋ねいたしますが、三人のお方のお話は、それぞれの立場でお述べになったわけですが、一致している点は、要するに表示板の規格をできればきちっと統一してもらいたい、それが一番わかりやすい、こういう点は一致しているのです。これは審議会であらためて相談されるということですが、相談されるにしても、自治省としては、やはり表示板の規格はきちっと統一したほうがいいというお考えですか。

○政府委員(佐久間重君) 私どもは統一したほうがいいと考えております。そこで、この法案によりまして、自治大臣が技術的な基準を定めるといふことにいたしておりますので、その技術的な基準の一つといたしまして、審議会にお諮りしたものを全国に流して、それで指導するというふうにいたしたいと思っております。

○秋山長造君 それから児島さんにちょっとお尋ねいたしますが、この街画方式なり道路方式なりを実施に移す場合には、従来の街区との問題とか、あるいは町会、町内会でございますね、町内会等の抵抗が予想されるというお話があったのですが、この点はそれほどの抵抗があるというお考えでしようか。

○参考人(児島栄吉君) それは予想、予測でございますけれども、まあ区会議員とか、こまかい議会の勢力地盤とか、大きくなれば区会、都会にも影響すると思えますけれども、入り組んだ境界線を新しくするという場合には、多少そういう抵抗が出てくるのではないかと。それからさっき申しました愛町心と申しましたけれども、そういう郷土愛的の、おみこしをかつぐとか、氏神様の問題とかいうことも、庶民生活としては大体密接な身辺のことですから、どうしても反対運動みたいなことが起こりやすいという可能性は私は推測するわけです。この点につきましては、事前に説明会をやるとか、いろいろ指導啓蒙の面においてよほどのことをやらないと、わかり切ったことでもなかなか実際の込み込みにくいのです。

ね、の込み込みにくいからそこで抵抗のきつかけを作るといふことになるので、それから、どうしても事前の説明といたことが非常に大切じゃないか。私は法律案を作る趣旨、根本については賛成ですけれども、やっていく場合には、どうしても実際に即した指導、啓蒙をやることが必要で、勘定合つて銭足らずというふうになりはしないかという感じがするのです。そういう意味で申し上げます。

○秋山長造君 結局、住民側の理解と協力を得るべくPRをしっかりとやらなければならぬ。

○参考人(児島栄吉君) そうです。そこでちょっと申し上げましたのが、二つの矛盾したことを申し上げたと思うのですが、ある程度住民に対してはもうちょっと強化した義務を持たせたほうがいいんじゃないかというの、方針を非常に強く打ち出してこれを説明し納得させるということが肝心でないか。今の附則を見ても、あまり遠慮がちな法律のように感じます。これをあまり表面に打ち出すという、かえってこねているほうが得というわけではないけれども、何か効を奏するという感じを受けてはいけないので、できるだけ住民のほうにもある程度義務を強制し得るような余地を作っておかないと、根本は住民の協力であって、協力が得られなかった、できないという状態よりは、社会立法の立場から考えていけば、どうしても社会生活としてのある程度義務を感じさせるという方向へ持っていく、そういう指導の方向ですね、そういう意味で私は申し上げたのです。

○秋山長造君 戸塚さんにお尋ねいたしますが、これは審議会のほうの内容についてなんですが、これだけの仕事を五年間で大体完了してしまおう、こういう計画なんですね。審議会の答申を見ますと、その中の「住所表示制度の整備促進を図るための特別措置」という項目の中に、「国は、市区町村長の行なう住所番号による住所表示の整備に要する経費について、国庫補助その他の必要の財政上の措置を講ずること。これは当然の配慮だと思いがすが、ただこの答申に基づいてこの法律案が作られて、そして三十七年度はとりあえず各府県一カ所ということにモデル地区を設定して、そして試験的にやってみよう、こういうことになっておる。その補助金について、このモデル地区一カ所平均四十万円という予算が組まれている。どうも私どものほうの常識から言いますと、これだけの画期的な事業をやるのに、一カ所平均四十万円くらいで一体やるんだらうか。いなかのほうのそれは複雑でない所ならともかく、東京、大阪といふような大都会の密集した入り組んだ市街地なんかの住居表示を完成するのに、大体その程度ではこれは問題があるのではないかと。いふように思うのですが、審議会では、抽象的に国庫補助その他財政上の措置をやれという結論にはなっているのですけれども、その内容としてはどのくらい金額を想定されておったのですか。もしあればお教え願いたい。

○参考人(戸塚文子君) 金額関係は専門委員会の方が徹底的に何か研究されておられました。私は存じませんでした。

○秋山長造君 外国をずいぶんお回りになって、外国の住居表示の実例を御承知だと思ふのですが、外国では、たとえこの住居表示についての表示板なんかを、あちこちしつかりしたものを作っているというお話を聞きますが、そういうものの経費の関係はどういうようによ。

○参考人(戸塚文子君) これは、たとえ市ならば負担しております。それで壊れたらそれを直す予算も組んでおります。非常に上手にできておりますのは、たとえば町の、東京で言いますと丸の内とか銀座とか、あるいはプロクがちゃんとした所でございますね、あるいはような所にゴー・ストッブの信号の棒がございます。あの下にちゃんとこっちは何町、たとえばこっちは行けば銀座、こちらに行けば丸の内というふうな、まあストリートになっておりますから、何々通り何丁目です。四十二丁目とか、そういうふうにして書いてありまして、信号を見るときに書いてあるのが見えるという、それから位置が非常に上手だ。外国の例で見ますと、自動車に乗っておる人にも、歩いておる人にも自然に目に入るような非常にいい位置に置いておる。これなんか非常に計算をして、専門の人がよく研究をした結果、この位置が一番歩く人にも、またドライバーにも、目の高さからいって、あるいは自然に視線が注がれる位置であるということがたいへん研究されておったと思ひます。そういう点は非常にうまくできております。

今おっしゃったこの予算、四十万円というお金ですけれども、そういう十分な標識となると、私個人としての非常にはよく然とした印象としては、足りないような気がするのですけれども。

○秋山長造君 どうも私も実際にやってみなければわからないことだけれども、ちょっと一けたくらい間違えておるんじゃないかというような……。

○参考人(戸塚文子君) あるいは非常に遠慮したのかと……。

モデル地区を作る件ですが、これは非常に便利だということが行った人にわかれれば、それが大きな啓蒙運動になるから、まずそこからやってみようという考え方なんです。

○基政七君 戸塚先生にちよつとお伺いしたいのですが、私もこの問題に取り組むにあたって、人口の集中が非常に都市に向かつておりますから、どうしても都市のほうは繁雑だし、混乱するだろう。いなかのほうはだれかに聞いてみると、どこかの何々区のだれだれさんの家といえ、だれでも知つてゐるのですね。そう不自由しないのです。ですから、やはり都市のほうにこの問題を集中的にやつたほうが実際に合うのではないかとこの考え方を持っているのですが、外国の例で、いなかのほうはああいふふうな……。

○参考人(戸塚文子君) 外国は自動車道路が非常に発達しております。日本のようにいなかに行くときに、電車をおりて、またバスをおりて歩く。そしてあそこに見える二本松の下は何の何兵衛さんの家とか、火の見やぐらの下はだれだ、ああいふ教え方をしている。歩いていて、たんぼにいる人に聞けば、火の見やぐらの下とか、二本松の下でもよろしいのでございますけれども、みんな自動車でございますから、全部小さな村まで、ここから何村に入るという村境の所に大きな標識が立つております。それからその村が終つた所にまた大きな標識が画面から見えるように書いてあります。それをほんとうは日本でもやりたいのでございませうけれども、これは理想論かもしれないが、都市がよりつばな標識をつけるようになれば、村のほうも自然とつけるようになるんじゃないかと私は希望的に考えております。そういうものだとわかつてくれば、村なら日本人にわかつてくれば、村なら村というものは、地図の上だけにあるんじゃないやうな、実際の生活の場にはちゃんと標識が出てゐるものなんだ、それが村であり町であり、人間の住む所なんだという考え方がずつと私たちの間に広まつてくれば、村なら村の予算で村の表札に当たるような、そういう表示を少なくも街道沿いには出す、ここから何だというように。今東海道線を走りますと、県境にときどき出ておられます、ここから岐阜県というふうな。ああいふものがもつとたくさん出てほしい。それは意識の高まりと同時にいつてくれれば理想的だけれども、それができないようなら、やはり法律でそういうものを、みんなを目ざまさせて義務づけるということも大事なことでないかと考えるのでございませう。

○参考人(戸塚文子君) もう一点。専門委員会の審議会の内容になるんじゃないかと思ひますが、日本人は、たとえばビルでも建物でも、何々の建物とか、何々ビルと書いてある。そのために、そのビルの名前がわからないと容易に内容が判断できない。それはいい面もあるで

しょうけれども、やはり番号式にして、何町何番街のビルとかいうふうにするれば、非常に簡便になつてわかりやすいんじゃないかと思ひますが、そういうことはいかがでしょうか。

○参考人(戸塚文子君) それはおっしゃるとおりでございます。外国の場合には、ホテルでさえも何々ホテルと書かないで、その番地を書いて、そこに泊まつてゐる人の名前を書けば行くというくらいに、建物には全部番号があるわけでございます。日本では旅館と西洋ホテルを比較していただくと、日本人の感覚というものが非常に御理解いただけると思うのです。旅館は桐の周とか竹の周とか、すべてムードで書いてございませう。これは日本的な考え方、悪いとは言いませんが、近代化する上には非常に不便で、西洋ホテルは一番、三番、五番と右側が並んでいけば、左側は二番、四番、六番と偶数と奇数でちゃんと分けてどこへも行ける。廊下の両側をきちつと分けて、しかも、矢じるしがたくさんついておられます。西洋式のホテルと日本旅館に泊まつてみれば非常によくわかる。日本旅館では迷子になります。自分の部屋が桐の間か松の間か檜の間か忘れると行かれない。私は、番地のほうにもこういふ考え方が及んで今日に至つて生活に非常に不便になつてゐると思ひますけれども、そういう頭の切りかえということが、法律だけでいかなない大事なことでないかと考えるのでございませう。

○参考人(森田豊君) 番号と表札はやつぱり一緒にかけていた方がよく、むしろいいのじゃないかと思ひます。

○参考人(森田豊君) 私ども実働仕事をやつていて、配達人が配達に行く際を一番困るのは、商店で、げた屋さんと雑貨屋さんが一番困るのです。全然表札が見えませんが。大体表札は、玄関、あるいは門がある場合には門に出ている。商店街は門はございませんで、ほとんど軒下に出ているわけですから、その軒下に全部雑貨類を飾ります。したがって、表札が全然見えません。そこで、看板がその家の表札かどうかといふことになる、一つは、渡辺商店と出ているけれど、その家は渡辺かと思ひはいいのですが、看板と違ふわけですね。決して渡辺商店ではないわけですね。名字が違つてきてゐるわけですね。そういう点で間違えていく、こういう場合が往々にしてあるわけですね。したがって、商店街にはほとんど表札というものは見られないという事情の中より、やはり看板にも——電話番号はよく下に書いてあるのですが、電話番号の下にでもやはり自分の家の表示は明確に出していただきたいと思ひます。こういうことをさつ々言つたのです。

○参考人(森田豊君) 名前でなくて番号にすれば、もつとよくわかりやすくなりますね。

○委員長(小林武治君) 今の点は、何かが行政指導が法的に、看板にも書いていただけたほうがいいと思うのですが、それは指導することはできませんか。

○政府委員(佐久間重君) その点はまだ私も検討したことございません。今の、今後ひとつ研究してみたいと思います。

○秋山長造君 先ほど板橋で角板を大抵統一したものをずっと配ったようなお話があったのですが、これは郵便局のほうでやりになったのですか。

○参考人(森田豊君) いいえ、これは区のほうでやりました。

○秋山長造君 そうすると、区が作ってそれを配って、掲示したわけですか。

○参考人(森田豊君) そういうわけです。

○秋山長造君 費用は区でやるのですか。

○参考人(森田豊君) 全部区でやっております。

○秋山長造君 それからもう一つ、郵便の集配事務の点からいってどうなるのかという点、御質問したいのですが、この審議会の答申の中に、街区方式で住所表示を行なう場合の例として、何市何町十二号三十四番、こういう表わし方もある。それからまたそうでなくて、何市何町十二号三十四番でなしに、一二三四番、こういう表わし方をする場合もある。一二三四番と表わした場合に、最初の二けたの一二というの、要するに新しい街区の番でございませう。それからあとの三四番というのが住所番号、こういう説明がしてあるのですが、これは郵便の集配の

都合からいうとどっちがいいのですか。十二号三十四番という表わし方がいいのですか、一二三四番、こういう表わし方がいいのですか。

○参考人(森田豊君) 私どもの今やっている現状からいって、やっぱり番地ですから、何町何番何号、こういう形のほうがむしろ覚えやすいんじゃないかというふうに考えているわけです。

○秋山長造君 そうすると、何号何番でなしに、何番何号のほうがいいのですか。

○参考人(森田豊君) 別にたいして違わないのですが、現実にはやっている形からいって、何かさういったようなつけ方のほうがむしろびんとくるんじゃないか、こういうふうに考えます。

○秋山長造君 それを何番何号というのじゃないに、全部ならして呼んでおるのですか。たとえば今この例は十二号三十四番、こういう例示がしてある。それについては、あなたのほうでは十二号三十四番という表わし方よりも、十二番三十四号、こういう表わし方、十二番三十四号、こういう表わし方のほうがわかりやすい、こういうお話なんです。それから、それを全部数字でならして一二三四と、こういう呼び方はどうなんですか。たとえば団地なんかには、最初に二がつくと二階、三がつくと三階という最初の数字で大体階数がわかるようになっていまして、それに準じたものだろうと思つて、一二三四番で、十二号三十四番、あるいはあなたの今おっしゃる方式だったら十二番三十四号で、十二号三十四番でなしに、最初の一二、十二というのが十二番で、あとの三四という三十四というのが三十四号、こう読めるわけですが、これも、街区の番号

と、それから住居番号とを一緒にしてすつと呼んでしまふというやり方よりも、やっぱり番と号とを分けてつけたほうが便利がいい……。

○参考人(森田豊君) むしろそのほうがいいと思います。

○委員長(小林武治君) さっき表示の義務づけのお話がありましたが、これはどうなっているのですか。

○政府委員(佐久間重君) 表示板は義務づけられております。法案の第八条でございまして、「市町村は、見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区番号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。」それから建物の所有者、管理者、占有者も、住居番号を表示しなければならぬ。これは義務づけてございませう。

○委員長(小林武治君) 今の表示の数字とか密度ですね、そういうようなことはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(佐久間重君) それは、先ほども技術的基準の一つの問題といたしまして、新しい審議会にもお諮りをして基準をきまして、それで指導をいたしたいと思っております。

○委員長(小林武治君) それでは、磯村さんは時間におくれておられますので、ただいま御出席の皆様をこの上お引きとめするのは申しわけないと存じますので、一応皆様の御意見は、これで終了いたしましたことにいたします。

参考人の皆様には、長い時間貴重な御意見及び質問に対するお答えをいただきました。まことにありがとうございます。委員を代表して厚くお礼を申し上げます。本日の御意見は、わ

れわれの委員会の今後の審査に非常に有意義であつたばかりでなく、実施をする政府当局にも、きわめていい参考になることと存じます。

以上をもちまして参考人に対する意見聴取を終わることにいたします。まことにありがとうございます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を起こして。

磯村参考人には、お忙しいところをおいでいただきまして、まことにありがとうございます。

時間の関係上、他の参考人の意見の陳述は終わりましたので、さつそくでございますが、御意見のほどをお述べ願ひます。

○参考人(磯村英一君) 公務のためでございますけれども、たいへんおくれまして申しわけございませんでした。

私は、この法案を拝見いたしました。主として自分の専門に近い立場から意見を申し上げたいと思ひますが、私は、この法案に對しては、根本的な考え方と申しますのは、実は、こういふような制度というのは、太平洋戦争が終つた直後にすでに考へられるべきものではなかつたかといふことでございませう。それはなぜかと申しますと、太平洋戦争によりまして、日本の地域社会の中での生活の形態といふものが、すでにその前からも変わつておりましたのでございませうけれども、かなり地域社会の中での生活の様式が變つておりました。すでに日本の制度の中におきまして、かなり重要な役割を持つておりました戸籍の中の戸主といふような、そういう形とい

うものが、戸籍の中で筆頭というようになつてしまつて、家を中心にいたしました地域社会の人間関係というものが、次第に今度は経済あるいは社会的な生活の人間関係を中心にしたものに變つて参りました。したがいまし

て、戸主というものの責任でありますとか、あるいはその世帯員との関係というふうなことも、すでにその方面ではかなり大きな変化をしておりましてございませうが、今度は、住居といふことになりまして、それはほとんど触れられていなかったと思ひます。日本の言葉で家庭でございますが、

実におもしろい言葉でございますが、親族を中心にした人間関係といふものを、家と庭といふことで表わしているといふようなことに、いかに住居の関係が重要であるかということ、これはその言葉が示しているとお

りでございます。ところが、今申し上げましたように、家族を中心にした人間関係で調整されたものでございませうが、住居を中心にした人間関係の調整というものはなかつたわけ

でございます。ところが、これが現実の問題として出て参りましたのが、主として都会地におきまして住居のいろいろな意味におきましての混乱的な状態である。この形といふものは、戦争前におきましては、あるいは町会、隣組といふ形でもつて一応地域社会の基盤となつておりましたのでございませうが、この町会、隣組というものが戦

争後一応廃止され、その後あらためて民主的な形において再現されましたのでございませうけれども、そういう

ような自治生活の基盤というものが、

なぜその後十分な発達をしないかといふことになりまると、この地番あるいは町名といったようなものを基礎にします地番というものが非常に混乱しておるといふことが、これが自治意識の発達の形態におきまして非常な障害になっていて、こういうことが言えると思うのでございまして、したがって、すでにほかの方からお話がございますましたと思ひますけれども、土地の売買あるいは分割の便宜につけられまして、そういう地番をもつて人間関係の集団のある程度の区画を規制するといふのは、これは全くなか立ちの人間生活の規制である、こういうことが考えられるのでございまして、したがって、いまして、私はそういうふうな住民自治の基礎的な単位といたしまして、こういう区画的なものができまうといふことは、これは最も望ましい姿ではないか、こういうふうに考えられます。具体的に申しますれば、今すでに保健衛生に關しましては、保健福祉的なひとつの地区を作りますとか、あるいは国民保険につきましては、出張所のひとつの区画を作るとか、いろいろなものが逐次そういう福祉国家的理念をいたしまして地域社会の区画割りができるの、ございまして、そのでる場合におきましても、基礎になります地番というものが、御案内のように、ばらばらになっておりますものでございまして、せつかくできます、そういう地域社会の育成的な仕事、まあ外国語で申しますと、コミュニティ・オーガナイゼーションといったものがこの地番の混乱のために全然できなかったといふことが言えると思ひるのでございまして、したがって、

で、こういったような法案が実現されましたならば、あるいは郵便の配達に便利になるとか、あるいは番地を発見いたします上におきまして、非常にすみやかに参りますとか、そういったような面よりか、私はもつと根本的な意味におきまして、日本の地域社会の自治というものを発達いたします基礎をいたしましては、非常に大きな意味を持つておると思ひますので、私はそういう意味におきまして、むしろ積極的な意味におきまして、この法案がでますことは非常に望ましいことと思ひるのでございまして、二年前に、半年の間ハーバード大学に行つておりました、このポストン地区にいたしまして、こういったような街路を中心にしたひとつの呼び方あるいは街路を中心にしたひとつの呼び方というものでございまして、少し調べて参つたのでございまして、そういったような面からいたしまして、必ずしも一方的な方針によらないといふことも、これもかなり日本の現状に合ふのではないかと、街路方式だけに徹底してしまふ、あるいは街区方式だけに徹底してしまふ、すうは、やはり地区の事情といふことがございまして、地域社会の形式と申しますのは伝統的なものがございまして、それはやはり住民自治の立場から、いずれかを決定するといふ方式は、これも私は妥当ではないかといふふうに思ひます。

以上のような意味におきまして、まことに簡単でございましてけれども私の意見を申し上げまして御参考供した、い、こういったふうに思ひわけでございます。

○委員長(小林武治君) どうなたか御質問があれば。

○秋山長造君 この制度には、方式として街区方式と道路方式と二つ出ているわけですが、この街区方式、道路方式以外の方式といふものは考えられないのですか。

○参考人(磯村英一君) 方式といたしましては、これ以外に、これは大体今御質問のように二つに分けておられますけれども、街区方式がさらに二つになつておられます、つまり街区方式の中にある程度まで道路方式のようなものを入れていくといふ、そういうとり方もございまして、方式といたしましては、これ以外には、主としてアメリカなんかは大体道路方式が多うございまして、街区方式よりかは道路方式が多いと思ひます。それは道路の形態が日本と違ひますものでございまして、から、日本の道路といふのは、実に細道路網と申しますか、こまかく分かれておりますので、したがって、分かれ過ぎておられますので、それでこの道路方式に徹底できないという事情にございまして、将来の一つの理想といたしましては、道路方式といふものは、たとえば京都のような町の一つの形成でございまして、ああいったような都市計画が実現できますれば、すべての都市に、これはまた別と思ひますけれども、現状におきましては、私はこの二つの方式以外には日本では考えられないのじゃないか、こういったふうに思ひますし、同時に、町名と申しますか、町といふものに対する一つの伝統的な親しみといふものもございまして、したがって、こういった結果が出たのではないかと思ひわけでございますが、方式としましては、私はこれ以外には、外国でも、私が経験しましたポストンなんかでも、大体こういったような二つの方式、主として道路方式でやつておりましたと、こういったふうに思ひます。

○秋山長造君 ヨーロッパのはどうですか。ロンドンとかパリのようにな古い町は非常に入り組んで、京都市になつていない、ああいうところはどっちを使つておられるのですか。

○参考人(磯村英一君) 私はロンドンとかパリも見ましたのでございまして、その場合におきましては、今御質問のように、むしろ若干これは街区の中を割つておられますのでございまして、から、少し日本的な混乱さをみたような方式の、方式と申しますか、そういったものが残つておると思ひますが、しかし、次々にこれは整理されていつておられますのでございまして、大体街区方式の中で、今度街路方式を一応取り入れようとするような、大体そういった段階にあつたと、私はこういったふうに思ひます。

○秋山長造君 さつき土地と人間関係と切り離していつたほうが、自治意識を発達させるためにプラスになるというお話があつたのですが、この制度を徹底してやつていくことによつて、いわゆる部落根性ですね、地元意識、部落根性、そういったものを打ち消していくに効果があるのですか。

○参考人(磯村英一君) ただいま御質問の点でございまして、この部落根性といふ言葉になりますと、若干語弊もございまして、つまり部落共同体意識といふものが、率直に申しまして、地主でありまうとか、あるいは家主でございますと、か、そういう形を中心にししました部落共同体意識といふものは、これはだんだんやはり変わつていくものではないかと思ひます。すでに先ほど申しましたように、家族といふものの関係が世帯といふ概念に変わつて、世帯でございまして、親の世帯と、あるいは子の世帯といふ、一軒のうちでございまして、それが二つに分かれる、こういったようなことになつて参りますと、人間関係の基盤といふものが、そういったような外部的条件、たとえば土地を持つておられますとか、家を持つておられますとか、あるいは親と子であるとか、そういったような問題よりか、最も基本的な人間関係のつながりの上に重点が置かれて参りますといふことになりまして、この住んでおる家の番号でございまして、そういったようなことがやはりある程度まで、悪い意味におきましての部落根性と申しますか、そういったようなものも、よいものに持つていきます役割には、これは非常に多く役に立つた、いわゆる日本の地域社会のいろいろな団体と申しますか、あるいはそういったようなものが盛り上がるに、たといふ青年団でございまして、か、婦人会でありますとか、そういったようなものが、何と申しますか、中央のかけ声にもかかわらず、現実において地域社会から盛り上がるに、これは、今申し上げましたような地域社会の悪い意味での部落的なつながりといふものが、そういった結果といふもの、基盤といふものの中にもつてケリマンダー式の組織になつておるといふことが、私はどうも工合が悪いのじゃないか。そういった意味からいいます

と、御質疑のように、よい意味での部落共同体的なものを、近代的な意味におきまして部落共同体を作ります意味においては、大きな役割を果たすと、私はそれに非常に期待をかけておるわけでございます。

○委員長(小林武治君) きょうは、この法律実施の担当の官庁、役所の者も来ておりますが、この法律につきましても、何か希望とか御注文等でもございますれば、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(磯村英一君) 本案を拝見いたしました。私が非常に期待したいのは、この表示の方式というものを、ある程度まで市町村にその表示方法を義務づけておるといふことは、これは私はぜひこのとおり実行していただきたいこととございます。ただ、その場合におきまして考えたいことは、こういった表示の方法なんかにありますと、ややもすれば、法律によりまする場合におきましてはそうじゃないというところは当然と思えますけれども、こういう表示の予算があるかないとかによりまして、何か新しい町並みとか、そういうものが広告と一緒になるといふことは、これはひとつぜひ避けてほしいと、たいへん勝手なことを申すようでございますけれども、これは実はベルリンの町の区画をやはり表示をいたしております。家の番号なんかを付しておきますけれども、ベルリンの場合におきましては、そういうものについて絶対広告を避けております。現在、東京なんかの周辺に番地表示がございまして、そこに菜屋の広告とか何とかいろいろものがついております。それから区役所なんかで掲示板を

作りますと、そこにすぐ広告をやります。広告でやります。こういったようなものは地域社会の最も基礎的な条件です。まるで自分の表札に広告をつけようなどになるのですから、そういうことはひとつないように、そういう面の予算はぜひひとつ自治省におかれまして十分にお考えになって、義務づける以上は、相当の予算と、それから今申し上げましたような趣旨でやっていたいただきたい。たいへん勝手なお願ひになるのですけれども、そういうことを希望したいと思っております。

○委員長(小林武治君) それでは、磯村参考人に申し上げますが、お忙しいところをおいでいただきまして、われわれに非常に有益な御意見を御発表いただきまして、まことにありがとうございます。十分注意したいと思っております。

午前はこの程度といたします。午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時五分開会
○委員長(小林武治君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

住居表示に関する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、御発言を願います。

○秋山長造君 郵政省へお尋ねしますが、この住居表示は、申すまでもなくこれは郵政省に非常に関係の深い、また、この法律ができることによって、非常に郵政省としては助かる内容のものなんです。郵政省として、この法案の実施にあたって特に財政措置について、どういふようなお考えであるの

かということ、それから自治省から配られた資料の中に、郵政省で作られた資料として、「主要都市における番地事情」という資料があるというのです。こういうものをこの法案を審議する機会にぜひ出していただきたいと思ふのです。これはもう当然われわれの手に早く配っておてしかるべきだと思ふのですけれども、今までこういうものが全然出ておらぬのですけれども、やはりそのくらい熱意をもって取り組んでもらわなければ困る。その両点についてひとつ。

○説明員(曾山克巳君) 局長は他の委員会に参っておりますので、私、郵務局長でございますが、代理で参りまして、今、秋山先生から御質問のございました第一点の、郵政省としましては本法の施行につきましても財政的な協力をどう考えておるかというお話がございましたので、それを最初に御答弁申し上げます。当省といたしましては、先生も御指摘のように、この法律の施行によりまして非常に受益するところ多い次第でございますので、いろいろな意味で全面的な御協力を申し上げたい、さう考へまして、まず、民間におきましては——自治省からすでに話があったかと思ひますけれども、この新しい住居表示の制度につきましても促進の協議会に参加いたしました際には、かなり財政的、と申しますと語弊がございまして、資金を投入いたしまして、これのいわゆる周知宣伝の面で大いに肩入れするということに参った次第でございます。また今後ともさうに考へまして、今年度の経費にも相当額見てございまして、この

法律の第八条でございますが、表示板の設置等につきましては、本来国または市町村におきまして、この表示板の設置にも補助金を出す、あるいは各個人個人が自分の建物に住居番号の表示板を設置する必要があるかと思ひますが、当省といたしましては、先ほど申しましたとおり、非常に受益するところ多い次第でありますので、本年度の内部予算で相当額予算を準備いたしまして、私どものほうにおきまして、各戸々々につきまして戸番票を郵政省として差し上げたい、こういう工合に考へております。

それから第二の問題であります。主要都市におけるところの地番事情、番地事情でございますが、これは先ほど申しましたとおり、民間の促進協議会に郵政省がおもなメンバーとして参加した際に、皆さんにお配りもした、また自治省にも差し上げた次第でございます。先生御指摘のとおり、私も当然さういふ資料を差し上げまして参考にしていただく意味におきまして、今からでもおそくないと思ひますので、ここに持つて参っておりますが、相当部数作りまして皆さんの手元に差し上げたいと思っております。

○秋山長造君 後段のこの資料を前に配ったとおっしゃるのであれば、私配られた記憶がないのですが、それから第一点の財政的な面ですが、これは相当額相当額というお話なんですけれども、まあ実は相当額というよりなことを聞いておるのじゃないので、その内容を聞いておるので、非常に遺憾に思ふのですけれども、まあこの前は郵政省の方は御出席がな

かったわけで、自治省だけの出席で審議をしたわけですが、自治省の担当局長にお尋ねしても、郵政省のほうで相当に何か考へておられるらしいという程度で、ちつとも具体的などの程度どうするということとは自治省のほうも御承知になっていないというようなどことは、これだけの画期的なものをやろうというのに、それはあまりにも政府の内部は無連絡過ぎると思ふのです。だから、もう少し具体的な内容について、国の予算ですから、つかみで配られるんじゃないでしようから、具体的な内容について説明してもらいたい。

○説明員(曾山克巳君) 相当額と申し上げましたのでございまして、実は具体的な数字を申し上げればよろしかったのでございましてけれども、その点おわびします。具体的な額といたしましては、実は大蔵省に要求いたしましたところの外部予算におきましては、この要求額は通つておらないのでございまして、しかしながら、郵政省全体の物件費が相当額でございますので、この内部の差し繰りによりまして、具体的な金額を申し上げますと、この戸番票の整備のために三百五十万円準備してございまして、この三百五十万円でもちまして、私のほうでは、自治省のほうで御計画になつておるところの三十六年度の地番整備のモデル地区として考へておられる約二万三千戸と、それから三十七年度に実施を予定しておられますところの四十六都市、二十三万三千戸というものを対する戸番票としてはかなり足りるものが整備できるという工合に考へております。これは自治省とも相談いたしましたしてやつておるま

○政府委員(佐久間隴君) 私ども、先ほど午前中にお答え申しましたとおり、この戸籍票その他の表示板の様式につきましては、審議会にお諮りをいたしまして統一したものを作りたいという考え方でございます。で、ただい

しまして、五都市の実験をやっておるわけでございます。具体的に申し上げますと、群馬県の伊勢崎市、山梨県の甲府市、長野県では岡谷市、大阪府の吹田市、福岡県の福岡市、この五市につきまして一応実験をやっておるわけ

区用として一地区平均四十万円といふことで予算がついているわけですが、
でも、考えようによっては自治省は世
話役などで、郵政省のほうがほとんど
の受益者側というくらい私に考えるの
ですがね。にもかかわらず、大蔵省で

番票なりの作成に協力したいといいたい。う工合に踏み切った次第でございます。ただ、当初三十七年度予算を組むにあたりましては、自治省のほうでは、二十三万三千戸という具体的な計画面

を住民に徹底することが必要でございまして、その徹底の手段として、幸い郵政省は郵便物を毎日々々配達いたしておりますので、無料はがきを作りました、これを各戸に配る。その無料はがきの配付を受けたそれぞれの住民は、自分の親戚、知己に利用して出す。もつとも、この無料はがきは、本

来郵便法でもちまして、利用する場合差出人がきまつております。したがって、こういう場合はほんとうは法律で規定しなければいけません。したがって、そのためには郵便局長が肩がわりして出すという一応形式的な形をとってやるわけでございますけれども、そういう金といたしまして、なお数百万円内部予算を繰り繰りましてやりたいというふうに考えております。そうしましたら、やはり、三百五十万円という額でない、それに数倍するような額に金額換算いたしますとよろうかと思ひます。

なお、大蔵省に対して幾ら要求したかというところは、今お答えいたしましたとおりでございまして、今後自治省の見通しでございまして、今後自治省が、五カ年間に約十五億をかけたとして、主として事務経費を中心にして補助金なりをめんどうみていくというお考えのようでございますが、郵政省といたしまして、今申しましたような一応分担割合にのりましては協力して参ろうと思ひます。しかし、御承知のように、郵政省におきましても、その予算が潤沢であるわけではございませんので、この問題につきましては、単に郵政省だけでなく、ほかの受益団体とも相談をして参りまして、場合によつては寄付とかいろいろなことをも考へていただくという要望を持っております。

なお、具体的な額について申し上げますと、自治省のほうで計画しておりますところの、戸数かけること約十、四、五円の単価——戸番票の単価でございますが、それをかけたものが総額になる次第でございまして、約三、四億にならうかと考へます。

以上でございます。

○秋山長造君　そうしますと、今度のこの住居表示を実施に移す場合、事務的な経費と、それから主たる経費は、標識板とかあるいは戸番票を作る経費。ところが、主たる経費の戸番票、標識板のほうは、全部スポンサー付でやれば戸数と経費は安く済むというところであるにしても、戸番票と標識板の關係は、全部郵政省で世話をする、こういうふうに了解していいのですか。そうすると、一般の住民はもう負担は全然なし、それから市町村にしても、事務的な経費についての若干の負担程度で済む、こういうことになりませんか。

○説明員(會山克巳君)　その点につきましては、省の希望といたしましては、相当額の予算を支出するということになりまして、やはり今五カ年間にわたりますべて全部お引き受けするということとは、率直に申し上げまして、明言できない次第でございますが、しかし、標識板につきましては、広告をとつていくことによりましては、たゞでできるわけではございませんから、このほうのお世話は、郵政省の、たとえば郵便協力会というふうな、そういう外郭組織もございまして、そういうところを通じてやっていけば、これは五カ年間に完全なまゐるごめんどうみていただけるという工合に考へます。

○秋山長造君　郵政省の姿勢としては、私はなかなかいいと思ひます。郵政省は金を持つて居るのですから、自治省のほうにはあまり金がないのですから、大いにひとつ責任をまゐる引受けをくらひの意気込みでやつてもいいと思ひます。

○秋山長造君　郵政省の姿勢としては、私はなかなかいいと思ひます。郵政省は金を持つて居るのですから、自治省のほうにはあまり金がないのですから、大いにひとつ責任をまゐる引受けをくらひの意気込みでやつてもいいと思ひます。

それから、PRの方法として、国その他各機関はこれの徹底に協力しなければならぬということが法律にも書いてありますが、特に、郵政省としては無料はがきを発行されるということですが、それはけっこうなんですけれども、その他何かPRの方法で考へておられることがあれば、発表していただきたいと思ひます。

○説明員(會山克巳君)　磯村先生のだけお聞きしました。

○秋山長造君　その前の三人の方の中で、東京新聞の方から、やはり同じように、標識板については広告をとつてやれば簡単にやれるのじゃないかというふうな話があった。ところが、磯村

さんからは、逆にそういうことはいかぬという御意見があったのですが、私の意見としては、あまりこういう標識板なんかは広告をやたらにくつつけるということをやりますと、それでなくとも、特に市街地は、もう千差万別、いろいろな広告がはらんで居るわけですから、その中でこの住居表示をやるというところになれば、よほどこれは、いろいろな難多な広告の中にあつても、一目で目立つようなものでなければいかぬだろうと思ひます。すなわち、これが、これにもまた広告をくつつけるというところになりますと、これは非常に安く済むかもしれませんけれども、わざわざ住居表示をやつて一目でわかるようにしようという趣旨から考へますと、非常にまぎらわしくて、かえつてわからぬようになってしまつておそれがあるんじゃないかと思ひます。

それからもう一つは、やはりこれはいわば公共の施設になりますから、だから公共の施設として、しかも木の立札みたいなものでなしに、相当恒久的なものを作るといふことになりまして、広告なんかをやたらに張りつけるというところは、かえつてこの趣旨に反するんじゃないか。少々費用がかつても、この際やはり、先々のことを考へると、そういう広告なんとかいふものとは全然区別して、びしっとしたやり方をしなければいかぬのじゃないかと思ひます。この点は自治省にもお尋ねしておきたいのですけれども、どういうふうに考へておられるのですか。

○説明員(會山克巳君)　郵政省として先にお答えいたします。

まず第一のPRの点でございまして、

幸い郵政省の、国の機関でありますところの郵便局が全国に散在して居まして、その主要な郵便局には、郵便局ニュースというものを発行して居る次第でございまして、そのニュース等では、絶えず戸番制度の重要性につきまして、私どもPRをいたしております。なお、省の機関誌でございまして、この戸番制度、住居表示制度の重要性につきまして強調いたし、従業員の間を通じて全国民に周知徹底するといふようなこともやらして居ります。

なお、いかにこの町名地番の混乱のために郵政省が困つて居るかということにつきましても、パンフレットを相当部数作りまして、自治省の御意見等も入れまして、いろいろな方面にお配りしてPRに努めて参りました。さらに、今後の方針といたしましては、今申しましたようなことを拡充します。一方、戸番制度の促進協議会というふうな民間の団体をさらに大きくいたしまして、資金的な裏づけも、先ほど申しまして、それを通じていろいろなパンフレットを配るとか、あるいは講演会をやるとかいうようなことを考へていきたいと思ひます。

第二の広告の点でございまして、差しつかえなければと申しましてあらかじめ御了承いただくことにしまして、持つて参つた見本をお見せいたします。こゝういったもの——たまたまこれは北区の浮間地区という非常に地番整理の進んだところでございますが、作つた次第でございまして、これは区当局で作つたものでございまして、郵政省が中に介入したわけではございません。

幸い郵政省の、国の機関でありますところの郵便局が全国に散在して居まして、その主要な郵便局には、郵便局ニュースというものを発行して居る次第でございまして、そのニュース等では、絶えず戸番制度の重要性につきまして、私どもPRをいたしております。なお、省の機関誌でございまして、この戸番制度、住居表示制度の重要性につきまして強調いたし、従業員の間を通じて全国民に周知徹底するといふようなこともやらして居ります。

んが、こういったものをごらんいただきますと、これが品位がいかに悪いかという問題にもなつて参りますが、私どもこの程度であれば——これは横にもなるかと思ひますが、そう見苦しいものではない。つまり、広告部分で全体の標識板の五分の一以内におさまれば、そうみづかきなものではないからという工合に実は考える次第でございまして、そういったしきんと、これ自体が実は百五十円かかるそうでございまして、百五十円かける——街区のこれは四すみにになりますから、街区ブロック数の四倍ということになりますと、相当額の金額になります。やはり千万単位の金額になりますもので、私どもといたしましては、ある程度こういう形の広告であれば、了承していただきたいという工合に考えておる次第でございまして。なお、今後これにしても、やはり品位上困るという御意見がございしますならば、これはやはり、国全体といたしましてお考えいただくという工合にならざるを得ないかという工合に私ども考えるわけでございますが、そういう次第でございしますので、御了承願ひます。

上で、実施に移ることにしたいと思ひます。

○西郷吉之助君 今の広告板ですが、スポンサー付というものは、経費の点ではそれは助かるでしょうが、やっぱり広告を入れると、必ず仕事は競争相手がいるわけですね、ライバルが。すると、自分の競争相手の会社の広告板が入ったものを、その競争相手の会社がそれを張るでしょうか。非常にいやがるんじゃないですか、社員にしても。私は、こういう半強制的にやってもらわなくちゃならぬという——各個人の中に張る、自分の意思に反した広告を入れたものを人のうちに張るなということは、はなはだ感心したところじゃないと思ひますが、その点どうですか。

○説明員(會山克巳君) ごもつともな御意見でございまして。ただ、今先生からお話のございましたものに、標識板と戸番表と二つあるわけでございますが、戸番表のほうは——これも例でございますが、たとえばこういう表がございまして、たとえばこれは小さくございまして、これを張るわけでございますが、こういったものを張るわけでございますが、これは当然広告を私どもはとらない。これにつきましては、郵政省が、少なくとも初年度におきましては、まるがかえで経費を持ちまして、各戸々に配つて差し上げる、それも取りつけて差し上げるという工合にいたしたいと思つておる次第でございします。

○政府委員(佐久間重君) 表示板と広告の關係の点でございしますが、ただいま郵政省からのお話もございましたように、広告があまり見苦しくないものであり、肝心の表示がはっきりと識別できるものでありますれば、一がいに広告と一緒にいかにいかに必要のないんじやなかろうかというふうなふうにも考えておられますが、けさほど参考人の方からいろいろ御意見もございしましたので、実施にあたりましては、さらに郵政省その他よく研究をした

からお話がありましたように、見苦しくないものでございしたならば、広告をとらざるを得ないんじゃないか。今の日本の財政状態では、そうならざるを得ないんじゃないかという工合に私ども考えまして、さう相談したのでございします。

○西郷吉之助君 今の答弁、大体わかりますが、今交通標識一つ——広告問題も、日本には広告が無秩序に、無制限にはならんし過ぎている。これは都市の美観なんかを害することはなほだしいものがあると思う。そういう日本の現状にかんがみて、こういう公共的なものはっきりした表示を必要とするというもののに対して、また政府機関が便乗して、そういうものにも広告を載せるといふようなことは、日本の現状からいって、私は非常に逆行しておると思ひます。一般の広告でも、無制限で、非常に都市の美観を害しておるんで、あなた方は、ただ経費々々と言われるけれども、必ずしもそういふ点だけに重点を置いて、営利会社と組んで公共的なものに広告をまじえるという観念は、やっぱり根本的に考え直したほうがいいんじゃないかと思ひます。

○説明員(會山克巳君) 先生の御意見を十分体しまして、広告のとり方につきましては、品位をそこなわないような広告をとっていくというようにことにいたしたいと思ひます。

○津島壽一君 大臣に、ちょっと簡単な質問ですが、この法律案は、前回何々とこのころでは、時期が四十二年を終期としてやるというところなんです。これは実行の順序、段階というものを非常によく選択していただかなくちゃならないと思ひます。特に例示すれば、東京でございまして、東京にあるいは大阪でございまして、現在どうなっているか。私も十分注意して見ませんが、町名ですね、家の表示のいわゆる番地というものは別として、町名すらも十分はつきりしていないというものが、これはもう諸外国から来た人が非常に不思議がついてることです。それで、こんなことを言っている。昨晩も有名な外人が四、五人来まして話したのですが、何の感想があるかと言つたら、こんな町の名前のわからぬ大都会はありませぬ、こういうことは驚いたことだと云うのです。これは数回私は体験している

のです。そこで、これは本式の街路方式であるとか、あるいは道路方式によってきめる、その時期が四十二年まででいいんだということであれば、なかなかこれは金もかかることだから、また複雑なことだから、そう促進されがちなじゃないと思ひます。したがって、実行段階においては、これは主要なところ、そして大体その街区というふうなもの、そして道も、ちゃんと今度計画によって大通りはわかるのですから、ブロック式になつていくところは、四すみに町名だけは早くつけてしまふ。その中にいかに住居表示は、これは諸外国では、ごらんのとおり、ただどういふふうに一、二と書いてあるのです。そういう番地とか何とかは重複して書かないで、このブロック内では一、二、三、四、五ですつといけはい。奇数、偶数で両側に非常に簡単な標識で、個人が、これぐらいなものですが、うちのまん中にちよつとやっています。こんなものは、個人としても非常に便利なものですから、負担してもしないで、強制的なものじゃありません。かしこは強制的なものじゃありません。あたつて町名ですね、二番町なら二番町というものを両横につければ——私は千代田区におりますが、そういうのははつきりしないのです。それがいつ要るかということになつてくるけれども、それは早いほうがいい。ただ、どうしてもこれは、やや実行段階で、交通の非常に不便であるとか何とか、居住している日常の生活に困ると——その個人じゃなくて、これはもう天下全体の人が必要なのであつて、個人が

○西郷吉之助君 今の答弁、大体わかりますが、今交通標識一つ——広告問題も、日本には広告が無秩序に、無制限にはならんし過ぎている。これは都市の美観なんかを害することはなほだしいものがあると思う。そういう日本の現状にかんがみて、こういう公共的なものはっきりした表示を必要とするというもののに対して、また政府機関が便乗して、そういうものにも広告を載せるといふようなことは、日本の現状からいって、私は非常に逆行しておると思ひます。一般の広告でも、無制限で、非常に都市の美観を害しておるんで、あなた方は、ただ経費々々と言われるけれども、必ずしもそういふ点だけに重点を置いて、営利会社と組んで公共的なものに広告をまじえるという観念は、やっぱり根本的に考え直したほうがいいんじゃないかと思ひます。

○説明員(會山克巳君) 先生の御意見を十分体しまして、広告のとり方につきましては、品位をそこなわないような広告をとっていくというようにことにいたしたいと思ひます。

○津島壽一君 大臣に、ちょっと簡単な質問ですが、この法律案は、前回何々とこのころでは、時期が四十二年を終期としてやるというところなんです。これは実行の順序、段階というものを非常によく選択していただかなくちゃならないと思ひます。特に例示すれば、東京でございまして、東京にあるいは大阪でございまして、現在どうなっているか。私も十分注意して見ませんが、町名ですね、家の表示のいわゆる番地というものは別として、町名すらも十分はつきりしていないというものが、これはもう諸外国から来た人が非常に不思議がついてることです。それで、こんなことを言っている。昨晩も有名な外人が四、五人来まして話したのですが、何の感想があるかと言つたら、こんな町の名前のわからぬ大都会はありませぬ、こういうことは驚いたことだと云うのです。これは数回私は体験している

不便だからという問題じゃなくて、そういう観点から順序、段階をきめて、そうして大きな町、ブロックになる、いわゆる街区というか、また道も今度は正式にきまれますから、そのブロックのすみずみ四つだけつけていけば、あとはもう家は一、二、三という番号を中心張りつける問題である。そういう今の表示は、何街区何町何々とかいう大きなものは、これは四すみに要るかもしれないけれども、番地というの、あとはもう一、二、三で、このぐらいいはナンバーだけつけちゃいんです。そういうことを考えると、いわゆる技術的の面は別として、方針として、どうしてもこれは、東京とか、大阪とか、国際人のたくさん来るようなことを期待できるころでは、町の名前ぐらいいは早く——四十二年なんというのをおお過ぎるので、もし全体が戸数が多ければ、適当な地区だけは一、二年以内にやる。これは東京都あたりに言えは、喜んでやるべき仕事ではないかと私は思います。そこで私は、その実行の方針を——もしそれが長くかかるようだったら、暫定的に、そういう大きな町などは、何区何町とかいうぐらいいのものは表示すれば、その範囲内に自分のたずねる家があるということとははつきりするだろうと思うのです。方針を私は大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(安井謙君) まことに、ごもつともな御せでございまして、ことしはモデル・ケースで、三十七年度は非常に限定された予算にもなっておりますが、この大都市中心につきましては、積極的に自分のほうの経費というものでございまして、いこうという気がま

も相当できておりますので、これは今の予定の計画よりは相当促進はし得るものと思っておりますし、また促進をやらせたいと思っております。

な、オリンピックはともかくといふたしまして、そういう今お話しのような、町名を明らかにするといつたような方法は、これは別個に検討して、できるだけ今の御趣旨に沿えるように、ひとつ具体的に検討していきたいと思っております。

○秋山長造君 さつきそこへ持つてこられた小さいほうが十五円ですか。大きいほうはどのくらい実費がかかるのですか。

○説明員(曾山克巳君) これは、小さいほうとおっしゃるのは、この戸番の応予算上の単価を十五円という工合に考へておる次第でございまして、正直に申しまして、もつとそれより安くできると思っています。

○秋山長造君 ちょっと小さ過ぎるのじゃないですか。

○説明員(曾山克巳君) それは、自治省のほうと規格をよく考へて参ります次第でございまして、……大きいほうは、先ほど百五十円と申しました。この調製費全般が百五十円かかるのでございまして、ただ、作るほうは、広告をとりましますと、その広告と相殺で実はただでできると、こういう工合でございまして。

○秋山長造君 まあその広告をとつたらいいかどうかというこの私の意見は、さつき言つたとおりなんですけれども、これはやはり、十分ひとつ、審議会を設けられるのだったら、ほんとうにこれは審議会で検討してもらわ

なければ、今のその表示板を見ても、やはりこつちから見ておきますと、上より下のグロンサンのほうがちよつと目に立つのです。だから、グロンサンははつきりしていけれども、この法律はグロンサンのほうをはつきりさせるための法律じゃないのですから、やはりこれは慎重に……。

○国務大臣(安井謙君) 先ほどから御指摘の、広告のあり方、あるいはこの表示の方式等につきましては、今のいろいろなお話を十分参酌いたしました。さらに具体的にそれぞれの関係機関とも協議して進めていきたいと思ひます。

○委員長(小林武治君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○基政七君 私は、民主社会党を代表して、本法案に賛成するものであります。

現在、町名、地番の混乱により、われわれ国民の日常生活に多大の不利不便を及ぼしておりますことは、お互い痛感するところであります。今回これが是正のため本法案の提出を見るに至つたことは、その時期いさかおそきに失したきらいがあるとはいへ、まづ時宜を得た措置として、政府の努力を認めるにやぶさかではありません。

ただ、その内容に至つては、いまだ完全とは申しがたく、不備の点も多少見られますけれども、その完備はこれ

を将来に期待するという意味において、おおむね妥協的なものと認める次第であります。ついては、この際、各派共同提案にかかわる附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を朗読いたします。

住居表示に関する法律案附帯決議案

住居表示制度の確立とその急速な実施は、さきに本委員会において決議し、政府に根本対策を講ずべきことを促したところである。

政府は、本法に基づいて画期的重要性ある本事業を実施するにつては、特に左の諸点に留意し、関係各省の積極的協力のもとに、遺憾なきを期すべきである。

一、住居表示は、すべての国民の実生活に直接的に關係すること多大であるから、周知徹底についてはあらゆる方策をとり、住民の理解と協力を得るに遺憾なきを期すること。

一、大都市その他町名地番の混乱が著しい地域から重点的に実施し、でき得る限り短期間に完了し得るよう計画的に行なうこと。

一、市町村の必要とする経費については十分に財源措置をするほか、国及び関係機関は財政援助につき十全の配慮をすること。

一、本事業の処理については、専門的、技術的知識を要し、また、関連して町及び字の区域あるいは名称の合理化、平明化をはかるべきものであるから、臨時に所管の組織を設け、あるいは専門職員の養成配置をする等の方策を講ずること。

右決議する。

皆さんの御賛同お願いいたしましたし、私の討論を終わります。

○委員長(小林武治君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議なしと認めます。

これより採決に入ります。

住居表示に関する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、基君の討論中にありました各派共同提出にかかる附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案を当委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本決議に対し、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(安井謙君) 本法案につきまして、非常にごもつともな御意見を種々御指摘いただきましたことを、厚く御礼申し上げます。特に、この附帯

決議につきまして、この四カ条は一々まことにごもつともなことで存じまして、私ども十分この御趣旨を具現化するよう今後もやっていきたいと思っております。

○委員長(小林武治君) それでは、本日はこの程度にいたします。次回は二十二日十時開会といたし、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、公明選挙実現のための連座制強化に関する請願(第一九二二号)

一、選挙違反者の罰則強化に関する請願(第一九三三号)

一、会社、労働組合等からの政治献金禁止に関する請願(第一九四四号)

一、国民健康保険団体連合会議員の地方公務員共済制度加入に関する請願(第二〇六九号)

第一九二二号 昭和三十七年三月五日受理

公明選挙実現のための連座制強化に関する請願

請願者 岐阜県可児郡可児町羽崎 林弥生

紹介議員 古池 信三君

選挙にはく大な金がかかり、選挙がますます腐敗堕落し、不透明化していくことは、わが国、民主政治の確立のために極めて遺憾なことである。よつて公明選挙を実現するためには、連座制を強化することがぜひ必要であるから、現行法のおとりに関する免責規定を削除し、連座規定を拡張し、候補者

の近親者、その他実質上の総括主宰者又は出納責任者に準ずるような重要運動員及び推薦者が買収等の違反行為をした場合も当選を無効とする、よう公職選挙法を改正せられたいとの請願。

第一九三三号 昭和三十七年三月五日受理

選挙違反者の罰則強化に関する請願

請願者 岐阜県可児郡可児町羽崎 林弥生

紹介議員 古池 信三君

選挙にはくだいな金がかかり、選挙がますます腐敗堕落し、不透明化していくことは、民主政治の確立のために極めて遺憾なことである。したがつて、公明な選挙を実現するには、選挙違反者の罰則を強化することがぜひ必要であるから、買収、もてなし等、特に悪質な違反に対しては、必ず長期(十年間)の公職権を停止するよう、公職選挙法を改正せられたいとの請願。

第一九四四号 昭和三十七年三月五日受理

会社、労働組合等からの政治献金禁止に関する請願

請願者 岐阜県可児郡可児町羽崎 林弥生

紹介議員 古池 信三君

選挙にはく大な金がかかり、選挙がますます腐敗堕落し、不透明化していくことは、民主政治の確立のために極めて遺憾なことであるから、選挙を公明にし、清廉な民主政治を確立するために、政党、協会その他、またはその支部は、選挙に関する否とを問わず会社、労働組合から寄付を受けてはならないこととする。寄付は、すべて個人

単位とし、一定の寄付額をこえないよう規制する」よう政治資金規正法を改正せられたいとの請願。

第二〇六九号 昭和三十七年三月六日受理

国民健康保険団体連合会議員の地方公務員共済制度加入に関する請願

請願者 岐阜市基町一広島県国民健康保険団体連合会

内 船山乾治外七十八名

紹介議員 赤松 常子君

国民健康保険団体連合会は、地方公共団体に属する事務の一部を処理する団体として、国民健康保険法の規定にもとづき、市町村及び特別区並びに一部の国民健康保険組合が行なう国民健康保険事業の療養の給付に関する費用の審査及び支払事務を取り扱い、市町村に勤務する地方公務員と同等の注意義務のもとに責務を処理しているにもかかわらず、公務員に保障されるような共済制度が確立されていないから、地方公務員共済組合法案の審議に当つては、同法案に地方自治体関係団体職員共済制度に関する一章を設け、これら職員の福祉を実現せられたいとの請願。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法(昭和二十五年法律

第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十八・五」を「百分の三十」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の地方交付税から適用する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百二十三億円の見込みである。

昭和三十七年三月二十七日印刷

昭和三十七年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局